

下関市物品・役務競争入札参加者の資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次の各号の規定に基づき、下関市、下関市上下水道局及び下関市ボートレース企業局が発注する物品・役務競争入札に参加する者に必要な資格及び申請等について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項
- (2) 下関市契約規則(平成21年規則第29号。以下「契約規則」という。)第2条第1項及び第3条(第18条において準用する場合を含む。)
- (3) 下関市上下水道局会計規程(平成26年4月1日上下水道局規程第3号。以下「会計規程」という。)第164条第1項及び165条(第182条において準用する場合を含む。)
- (4) 下関市ボートレース企業局契約規程(平成26年4月1日競艇企業局規程第16号。以下「契約規程」という。)第2条第1項及び第3条(第18条において準用する場合を含む。)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品・役務競争入札 物品の売買(印刷物の製造の請負を含む。)、修繕、業務委託(工事に関する測量業務、地質調査業務、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務を除く。)及び動産の借入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札
- (2) 市長等 下関市長、下関市上下水道事業管理者及び下関市ボートレース事業管理者
- (3) 定期受付 2年に1回行う有効期間の満了に伴う資格審査の申請受付
- (4) 随時受付 定期受付以外の随時に行う資格審査の申請受付
- (5) 有資格者 市長等が物品・役務競争入札に参加する資格を満たしていると認定した者
- (6) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿 市長等が契約規則第3条第3項、会計規程第165条第3項及び契約規程第3条第3項の規定により作成する有資格者の名簿
- (7) 受付システム インターネットを利用した入札参加資格申請受付システム
(物品・役務競争入札の参加資格)

第3条 物品・役務競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政令167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 営業に関し、法令上の許可又は資格等を必要とする場合において、それらの許可又は資格等を有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 関係法令の規定による営業等の停止又は事務所の閉鎖等の処分を現に受けていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)

(資格審査の申請)

第4条 物品・役務競争入札に参加しようとする者は、前条に規定する参加資格の有無について審査を受けるため、資格審査の申請をしなければならない。

- 2 前項の申請は、受付システムを使用して行うとともに、別に定める申請に必要な書類を市長等に提出するものとする。
- 3 第1項の申請は、定期受付及び随時受付により受付するものとする。
- 4 市長等は、定期受付及び随時受付を行うときは、申請の時期、方法、提出場所等の必要な事項を、契約規則第2条第1項、会計規程第164条第1項及び契約規程第2条第1項の規定により、あらかじめ公示しなければならない。

(参加資格の認定)

第5条 市長等は、前条第1項の申請の受付をしたときは、第3条に規定する参加資格の有無について審査を行い、当該資格の要件に適合すると認められるときは、有効期間を定めて認定し、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録するとともに、これを公表するものとする。

2 市長等は、前項の審査の結果を前条第1項の申請をした者に対し、通知しなければならない。

3 第1項の認定の有効期間は、定期受付にあっては、前条第4項の規定により当該定期受付を公示した翌年の1月1日から翌々年の12月31日までとし、随時受付にあっては、第1項の規定により下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録された日から、当該日前直近に行われた定期受付の認定の有効期間の末日までとする。

(欠格の届出)

第6条 第4条第1項の申請をした者又は有資格者が、第3条に規定する参加資格に欠けることとなったときは、速やかにその旨を市長等に書面により届け出なければならない。

(変更の申請)

第7条 有資格者は、次の各号のいずれかの事項に変更が生じたときは、速やかに当該事項について受付システムにより申請を行うとともに、別に定める申請に必要な書類を提出しなければならない。ただし、受付システムでは変更できない事項については、別に定める申請に必要な書類のみを提出するものとする。

- (1) 本社(店)の商号又は名称
- (2) 本社(店)の所在地
- (3) 本社(店)の代表者の役職、氏名
- (4) 本社(店)の電話番号、ファックス番号
- (5) 実印(代表者印)
- (6) 使用印鑑
- (7) 支店、営業所等の名称
- (8) 支店、営業所等の所在地
- (9) 支店、営業所等の代表者の役職、氏名
- (10) 支店、営業所等の電話番号、ファックス番号
- (11) 資本金
- (12) 競争入札参加希望営業品目
- (13) その他変更があった事項

2 市長等は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請に係る事項を審査し、必要に応じて下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の登録内容を変更するものとする。

(参加資格の取消し)

第8条 市長等は、有資格者について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第5条第1項の認定を取り消し、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿から抹消することができる。

- (1) 第3条各号に掲げる資格を満たさないと認められるとき。
- (2) 第4条第1項の申請、前条の変更の申請又は関係書類に記載した事項が虚偽であることが判明したとき。

2 市長等は、第1項の規定により認定を取り消したときは、その者に対してその旨を通知するものとする。

(事務処理の取扱い)

第9条 第4条から第8条に係る事務処理及び本要綱の改廃は、市長において行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、契約事務専門監が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、下関市物品売買等及び業務委託等競争入札参加者の資格等に関する要綱(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定等によりなされた参加資格に係る手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日において、旧要綱第6条により登録がある有資格者の変更等の届出については、当該要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月10日から施行する。